

平成30年4月 農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 平成30年4月25日〔水曜日〕 15時00分 開会

2. 開催場所 市役所議会棟3階 第3委員会室

3. 出席委員 (14名)

会長	4番	脇田 峰生
職務代理	8番	日笠山 隆
委員	1番	上妻 力
//	2番	中村 正幸
//	3番	深田 広文
//	5番	羽生 友保
//	6番	杉 為昭
//	7番	鮫島 繁樹
//	9番	牛越 紀幸
//	10番	坂本 江里子
//	11番	岩本 延男
//	12番	河本 アツミ
//	13番	石寺 政和
//	14番	日高 仙三

4. 欠席委員 なし

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

- 第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第4号 非農地証明願いの取消しについて
議案第5号 非農地証明願いについて
議案第6号 農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について

○局長

それでは定刻になりましたので4月の定例総会を開会いたします。会長にあいさつをいただき引き続き議事進行をお願いいたします。

○会長

皆さんこんにちは。本日は、お忙しい中、出席をいただきありがとうございます。

さて、新年度がスタートしまして、先ほど紹介もありましたように事務局の体制も変わっておりますけれども、農業委員及び推進委員の皆様におかれましては、引き続き事務局と協力をして取り組んでいただき、特に今年度、遊休農地の解消対策として新規事業の創設や地域との意見交換会を実施したいと考えておりますのでご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

○議長

それでは、ただいまより4月の定例総会を開催いたします。

始めに、日程第1「西之表市農業委員会会議規程第10条に規定する議事録署名委員の指名をいたします。議事録署名委員には9番牛越委員と10番坂本委員を指名いたします。以上で日程第1を終わります。

○議長

続きまして、日程第2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を説明いたします。資料は1ページです。今月は賃借権設定2件の申請がありました。

1番です。榕城桃園地区です。台帳現況地目畑の1筆で、合計面積8,562平米のうち2,000平米を賃借により5年間借り受けるものです。

2番です。下西壠泊地区です。台帳現況地目畑の1筆で、合計面積6,504平米を賃借により5年間借り受けるものです。

以上、本件1番、2番については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

○議長

はい、ありがとうございました。ただいま事務局の方から説明がありました。続きまして担当委員の報告をお願いします。

○5番委員

5番委員です。それでは整理番号1について説明いたします。23日に農業法人に勤務している借り人の息子に面会し申請書の内容を確認し現地には、さとうきびが植えつけられておりました。また、借り人は、コスモテックに勤務している別の息子の手助けも受けながら、農業を営んでおります。貸し人の賃借料等は電話で確認をとりました。申請のとおりであり、従って許可相当と思います。以上です。

○13番委員

はい、13番です。番号2について説明いたします。4月20日譲受人立会のもと現地調査を行いました。譲渡人は土地持ち非農家の方でございます。譲受人は兵庫県神戸市出身の方でサーファーとして20年ほど前、種子島に来ているとのことでございます。農業は6年ほど前に知人の紹介で始めたとのことで、現在安納いも、スナップエンドウを栽培しております。農機具も耕運機とトラクターを持っており、今まではアルバイトをしながら農業をやっていましたが、今年からアルバイトも辞め農業一本でやっていきたいとのことでございます。また、農作業につきましては、一人では大変なのでシルバー人材センター等をお願いをしてやっていきたいとのことで、今回の畑には、でん粉芋を作付けするとのことで現在、準備を行っているところでございます。なお譲渡人とは電話で確認をとってあります。以上です。

○議長

はい、ありがとうございました。ただいま議案第1号について、事務局並びに担当委員の方から説明がありました。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

○議長

それでは無いようですので採決をいたします。議案第1号について原案どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

○議長

はい、ありがとうございました。全員の賛成ですので議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、原案どおり許可することに決定いたします。

○議長

続きまして、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を説明いたします。資料は2ページです。今月は、農業用施設（牛舎・運動場）1件の申請がありました。

1番です。申請地は榕城小牧野地区の土地1筆で、台帳現況地目畑、面積2,717平米であります。申請理由は、後継者ができ増頭することになり、既存の牛舎が手狭なため新設し増頭を行いたいとのことです。土地の条件は、農振農用地区内であることから農用地区域内農地に該当すると判断されます。ただし、農用地利用計画において、指定された用途に供するとして変更されていることから問題ないと思われれます。周辺は北側に自己所有の宅地、西側に道路及び堆肥舎、東側に山林、南側に畑であります。被害防除計画及び被害防除誓約書が提出されていることから転用による周辺への被害はないと思われれます。

また、融資証明書も提出されており、転用を行う資金力があると認められることから、転用は確実に行われるものと思われれます。以上で説明終わります。委員の皆様のご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長

はい、ありがとうございました。ただいま事務局の方から説明がありました。これにつきましては昨日、現地調査が行われております。調査委員の皆様お疲れ様でした。それでは調査委員長長の報告をお願いします。

○14番委員

はい、14番です。昨日、私、14番委員と13番委員、事務局より徳永次長、渉技師、担当委員と立会人のもと調査をいたしましたので報告をいたします。この申請に関しましては、3月に用途変更において、この場で承認を得た案件でございます。申請書類が全部揃ったということで今月、申請及び現地調査となったところです。場所としては小牧野地区であります。申請人に関しましては、畜産・たばこを中心とした認定農家であります。転用目的としましては、後継者ができたということで、現在、600平米ぐらいの牛舎をそこに建てて、後を放牧場・ロール置場ということで利用したいということでございます。今から40～50頭ぐらい増頭したいという考えがあるそうです。周辺農地に関しましても十分気をつけて考えているそうですので、我々の意見としては、許可相当ということで意見の一致をみたところです。審議をよろしくをお願いいたします。

○議長

はい、ありがとうございました。続きまして担当委員の報告をお願いします。

○5番委員

5番委員です。ただいま調査委員長の方から報告がありましたが、私と担当推進委員立ち会いのもとで調査をいたしました。今、委員長長の報告のとおり間違いありませんのでよろしくお

願います。以上です。

○議長

はい、ありがとうございました。ただいま議案第2号について事務局及び調査委員長並びに担当の方から説明がありました。質疑のある方は挙手でお願いします。

○議長

はい、それでは無いようですので採決をいたします。議案第2号について原案どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

○議長

はい、ありがとうございました。全員の賛成ですので、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」は、原案どおり許可することに決定いたします。

○議長

続きまして議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を説明いたします。資料は3ページをお開きください。申請地は古田二本松地区の土地1筆で、台帳現況地目畑、面積552平米であります。申請理由としましては、譲受人は種子島第一中種子線増強及び関連工事に伴う資材集積所として使用したいとのこと。4年間の一時転用となっており、工事終了後は整備して返還するとのこと。土地の条件は農振農用地区外であり、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の未整備農地であることから、第2種農地の「その他農地」に該当すると判断されます。周辺は道路や茶畑がありますが、被害防除計画及び被害防除誓約書が提出されていることから、転用による周辺周囲への被害はないと思われま。

また、預金残高証明書も提出されており、転用を行う資金力があると認められることから、転用は確実に行われるものと思われま。以上で説明終わります。委員の皆様のご審議をよろしく願います。

○議長

はい、ただいま事務局の方から説明がありました。これにつきましても昨日、現地調査が行われております。調査委員長の報告をお願いします。

○14 番委員

この件につきましても昨日、現地調査を行っておりますので報告をいたします。当日は、申請人であります九州電力の方が来て説明を受けたところです。農地の場所といたしましては、二本松の県道沿いにある農地であります。4～5年前に農業委員で農地パトロールした、かや切り場として使っている農地であります。実は、この譲受人が使う場所というのが、全体で5,155平米ありまして、真ん中辺に、譲渡人の農地552平米があるということです。

その周りに関しましては、同じように譲渡人が校区の土地でありまして、そこを借りてしばらくは茶を作っていました。今はかや切り場として利用していたところでございます。この工事というのが種子島第一中種子線の高圧線の送電線の鉄塔の建てかえということで、4年間ぐらいの工事だそうです。一度、整地をして、砂利も挽くそうですが、それを全部取り除いて農地に復元をして返すということを確認しております。被害防除計画も出ておりますし許可相当ということで意見の一致を見たところです。以上です。

○議長

はい、ありがとうございました。続いて担当委員の報告をお願いします。

○11 番委員

11番です。調査委員長の説明のとおりであります。許可相当と思いますので審議よろしく願います。

○議長

はい、ありがとうございました。ただいま議案第3号について事務局及び調査委員長並びに担当委員の方から説明がありました。質疑のある方挙手をお願いします。

○議長

はい無いようですので採決をいたします。議案第3号について原案どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

○議長

はい、ありがとうございました。全員の賛成ですので「議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について」は原案どおり許可することに決定いたします。

○議長

続きまして、議案第4号「非農地証明願いの取消について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案第4号「非農地証明願いの取消について」説明いたします。資料4ページです。

1番です。古田二本松地区です。申請の土地については、平成30年3月定例総会において非農地として承認された土地になりますが、牛舎を建設したいとの用途変更の申し出があり先月の非農地証明願いを取り消し今後は4条申請を行うとのことです。以上で説明終わります。

○議長

はい、ありがとうございました。ただいま議案第4号について事務局の方から説明がありました。質疑のある方は挙手をお願いします。

○議長

はい、無いようですので採決をいたします。議案第4号については原案どおり取消することに賛成の方は挙手をお願いをいたします。全員の賛成ですので、議案第4号「非農地証明願いの取り消しについて」は、申請どおり取消すこととします。

○議長

続きまして議案第5号「非農地証明願いについて」を議題とします。
事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案第5号「非農地証明願いについて」を説明します。資料は5ページです。

1番です。国上中目地区です。台帳地目は畑ですが、平成元年ごろから耕作せず現在宅地となっています。交付基準2に基づいた申請です。以上で説明を終わります。

○議長

これについても、昨日現地調査が行われております。調査委員長の報告をお願いします。

○14番委員

非農地証明願いについても昨日、現地調査を行いました。種子屋久農協から担当者が来て話を聞いたところです。場所は、JAの国上支所に隣接する農地だということです。平成元年から農地としては利用せず主にJAの駐車場として利用されてきたということでございました。見てのとおり、アスファルトを敷いておりまして、もう20年以上経過していると思いますが、現在の形状の様であったと思われます。もう復元もできませんし、面積的にも130平米ということでございます。これも許可相当ということで意見の一致を見たところです。以上です。

○議長

はい、ありがとうございました。それでは担当委員の報告をお願いします。

○12番委員

12番です。ただいま、調査委員長が説明したとおりです。どうぞよろしくをお願いします。

○議長

ただいま、事務局及び調査委員長並びに担当委員の方から説明がありました。これについて質疑のある方は挙手でお願いをいたします。

○8 番委員

ずっと前から、支所の駐車場として使われていたのですが、アスファルトをする前に、何でこの転用とかをしなかったのか農協からの説明がありましたか。

○事務局

この土地については、もともと農協の名義ではなくて共有名義になっておまして、ただ所有自体は農協がされていた土地だということで聞いております。いつから耕作していないかは定かでないのですが、名義を代えるために、だいぶ時間を要し今回やっと名義を変えることができたので、隣接する建物についても、今後は国上校区の方に売買されるという事で、それに合わせるために、どうしても地目を変えないといけないということで、今回申請が上がってきたということです。

○議長

共同名義だったという事ですね。はい、わかりました。他に何かありませんか。

○議長

無いようですので採決をいたします。議案第5号「非農地証明願いについて」非農地として承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。全員の賛成ですので、議案第5号「非農地証明願いについて」は非農地として承認することといたします。

○議長

続きまして、議案第6号「あっせんについて」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案第6号「あっせんについて」です。資料は6ページです。「売りたい・貸したい」の申し出です。場所は国上湊地区です。以前に作付けを行っていた方が亡くなり、畑を返還した為新たに借り手を探したいとのことです。あっせん委員については、12番河本委員と8番日笠山委員をお願いします。以上です。

○議長

今月は、「売りたい・貸したい」の申し出が1件でありました。これについて何か質疑はありませんか。

○議長

はい、無いようですので、あっせん委員になられた方はよろしくお願ひいたします。

○議長

続きまして、議案第7号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による「農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

説明する前に先日、配付しました資料に間違いがありましたので、先ほど修正したものをお配りしておりますのでご確認をお願いします。議案第7号「農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について」を説明します。まず始めに「利用権の設定」を説明します。1の1ページをお開きください。

1段目です。期間が平成30年5月1日から平成33年4月30日の3年間、地目畑、面積4,201平米、利用権の設定する者2人、受ける者1人です。

2段目です。期間が平成30年5月1日から平成35年4月30日の5年間、地目畑、面積

15,281 平米うち、更新分 5,092 平米、利用権設定する者 4 人、受ける者 4 人です。

3 段目です。期間が平成 30 年 6 月 1 日から平成 40 年 5 月 31 日の 10 年間、地目畑、面積 7,269 平米、うち更新分 7,269 平米、利用権の設定する者 1 人、受ける者 1 人です。

内訳については、1 の 2 ページを詳細については 1 の 3 ページから 1 の 10 ページをご覧ください。続きまして、所有権移転です。2 の 1 ページをお開きください。

1 段目です。平成 30 年 5 月 1 日に所有権を移転するものです。地目畑、面積 1,562 平米、合計面積 1,562 平米、所有権移転する者 2 人、受ける者 2 人です。

内訳については 2 の 2 ページを詳細については 2 の 3 ページから 2 の 6 ページをご覧ください。続きまして、農地中間管理事業分の利用権設定です。3 の 1 ページをお開きください。

1 段目です。期間が平成 30 年 6 月 1 日から平成 33 年 5 月 31 日の 3 年間、地目畑、面積 4,161 平米、合計面積 4,161 平米、利用権設定する者 1 人、受ける者 1 人です。

2 段目です。期間が平成 30 年 6 月 1 日から平成 35 年 5 月 31 日の 5 年間、地目畑、面積 13,778 平米、合計面積 1,3778 平米、利用権の設定する者 2 人、受ける者 1 人です。

3 段目です。期間が平成 30 年 6 月 1 日から平成 40 年 5 月 31 日の 10 年間、地目畑、面積 1,6702 平米、合計面積 16,702 平米、利用権の設定する者 3 人、受ける者 3 人です。

内訳については、3 の 2 ページを詳細については 3 の 3 ページから 3 の 8 ページをご覧ください。以上、すべての案件につきまして、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の規定に基づき審査しました結果、いずれも各要件を満たしていることから提案いたしました。委員の皆様のご審議よろしく申し上げます。

○議長

はい、ただいま事務局から説明がありました。利用権の設定整理番号 1 番から 7 番について審議をいたします。担当委員の報告をお願いいたします。

○4 番委員

整理番号 1 番について報告をいたします。借り人と、4 月 22 日に担当推進委員と現地を確認いたしました。現地には、さとうきびが植えてあり芽も 30 センチぐらい出ておりました。

借り人は、大規模農家で機械もすべて揃っております。貸人の方には電話で確認をしました。申請どおり間違いはありませんでした。審議方よろしく申し上げます。

○2 番委員

整理番号 2 番です。借り人は、安納いも、じゃがいも、さとうきびを作付する認定農家です。貸し人は高齢により農業ができないため、借り人に相談があり今回の申請となりました。現地は、安納いもを植える準備をしておりました。農業機械についても、一式揃っており、経営技術についても何ら申し分ありません。なお、貸人とは電話で確認しております。以上、双方確認の結果、許可相当と考えます。

整理番号 3 です。4 月 23 日、朝 9 時借り人立ち会いのもと現地調査を行いました。借り人は、さとうきび、安納いも、じゃがいもを作付する認定農家です。借り人は隣の畑を借りており、一緒に借りたいとの相談があり、貸し人を探し今回の申請となりました。畑 2 枚ともさとうきびを植え付けております。農業機械についても一式揃っており、経営技術についても何ら申し分ありません。貸し人とは電話で確認しております。以上、双方確認の結果、許可相当と考えます。以上です。

○5 番委員

5 番です。整理番号 4 について説明をいたします。23 日に推進委員 2 名と借り人立ち会いのもと現地を確認いたしました。借り人は認定農業者です。それぞれに、さとうきびと甘藷が植えつけられておりました。貸し人には、申請内容を電話で確認いたしました。貸し人、借り人の意見に食い違いはなく許可相当だと思います。

次に、整理番号 5・6 について説明をいたします。借り人と借り人の義父が立ち会いのもと、

推進委員と現地の申請書の内容等を確認いたしました。借り人は、青年就農給付金を受給しており、認定農家である義父の指導を受けながら互いに支えあいながら、農業経営に励んでおります。整理番号5の貸人については電話で確認をいたしました。整理番号6の貸し人は、義父であります。申請書のとおりであり許可相当と判断をしております。以上です。

○14 番委員

はい、14番です。整理番号7につきまして報告をいたします。4月22日に管理人の立ち会いのもと現地調査を行いました。貸し人に関しましては、高齢で足が悪いということで自宅に行き確認をしております。農地の場所といたしましては、安納から現和の方向に行く農道沿いにある畑の3筆です。借り人は、キビ作を中心とした認定農家です。申請どおり間違いありませんでした。以上です。

○議長

はい、ありがとうございました。これについて質疑のある方は挙手でお願いいたします。

○議長

はい、無いようですので採決をいたします。「利用権の設定」1番から7番について原案どおり承認する方は挙手をお願いいたします。

○議長

はい、ありがとうございました。全員の賛成ですので、利用権の設定1番から7番については原案どおり承認し意見を市長に送付いたします。

○議長

続きまして所有権の移転の1番・2番について審議をいたします。担当委員の報告をお願いします。

○5 番委員

5番委員です。整理番号1について説明をいたします。譲受人は、青年就農給付金を受領している農業後継者で、畜産経営を主としております。譲受人が耕作している畑に隣接している申請地を求めることにより効率的な農作業が行われます。この申請地につきましては、先月も所有者の兄弟の部分の土地も出ており許可をいただいております。また、譲渡人には電話で確認をしたところ申請書のとおりであります。従って許可相当と考えます。以上です。

○6 番委員

6番です。整理番号2について4月22日に推進委員と移転を受ける者との立ち会いのもと現地を確認したところです。譲受人は安納いもとさとうきびを主体とする農業経営者であります。そして夫婦で意欲的に農業に取り組み、着実に規模を拡大しているところでございます。現に今回の農地は割り畑になっており、隣地の割り畑も譲受人が耕作しており、両方とも、さとうきびを作付けしております。本件は、譲受人からの要望であり、金銭面についても双方納得済みで両者とも確認ができております。以上、問題点も見当たらず、許可相当と考えます。ご審議よろしく申し上げます。

○議長

はい、ありがとうございました。この件について質疑のある方は挙手でお願いいたします。

○議長

はい、無いようですので採決をいたします。所有権の移転整理番号1番、2番について原案どおり承認する方は挙手をお願いします。

○議長

全員の賛成ですので所有権の移転、整理番号1番2番については原案どおりに承認し意見を市長に送付します。続きまして、利用権の設定中間管理事業分について疑義いたします。この件について質疑のある方は挙手でお願いいたします。


○議長

はい、それでは無いようですので採決をいたします。利用権の設定中間管理事業分について原案どおり承認する方は挙手をお願いします。

○議長

はい、ありがとうございました。全員の賛成ですので、利用権の設定中間管理事業分について原案どおり承認し意見を市長に送付いたします。

以上で本日の議案審議を終了します。

会 長 藤 田 峰 生 

9 番委員 牛 越 紀 幸 

10 番委員 坂 本 江 里 子 